

個人情報管理規程

目的

第1条 この規程は、一般社団法人マンガアーカイブ機構（以下「この法人」という。）で保有する個人情報を適正に取り扱うための規程を整備することにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、この法人に係る個人の権利利益を保護することを目的とする。

個人情報の取得

第2条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

2 法令により認められる場合を除き、個人情報を取得する場合は、あらかじめ利用目的を特定し、公表するかまたは本人に明示しなければならない。

個人情報の利用

第3条 個人情報を取扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、この法人の定める事業（定款第4条）において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得た利用目的の範囲内でなければならない。

個人情報の第三者提供

第4条 この法人が取得した個人情報は、以下の場合を除いて、第三者に提供しない。

- (1) 本人が同意している場合
- (2) 本人の生命・健康・財産・名誉等の重大な権利利益を保護するために必要であり、かつ本人の同意を得ることが困難な場合
- (3) 法令に基づく場合

2 前項に基づき個人情報を第三者に提供するときは、理事会の承認を得るものとする。

個人情報の管理

第5条 この法人の個人情報の管理に関する業務は、事務局が担当する。

個人情報の開示又は訂正

第6条 この法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、当該本人に対し、開示手続きを行い、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。

2 この法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの訂正等を行うものとする。

個人情報の消去・廃棄

第7条 この法人は、保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているも

のを含む。)が不要となった場合には、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

改廃

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を要する。

附則

この規程は令和5年6月28日より実施する。

改定履歴

令和5年6月28日 新規作成